

## 就学援助費(新入学準備金)の入学前支給

経済的理由により就学困難と認められる場合、新入学学用品費が入学前に受けられます(新入学準備金)。ご希望の方は申請してください。

- 対 令和3年12月31日時点で本市に住民登録があり、令和4年4月入学の新小・中学1年生の子どもの保護者で次の要件のいずれかに該当する方
- 令和3年4月以降に生活保護が廃止または停止となった
  - 児童扶養手当を受給している
  - 家族全員の市民税が非課税
  - 被災し避難している
  - 失業・退職・休職などにより家計が急変し、就学が困難と認められる
  - 令和2年1～12月の世帯の収入金額が生活保護基準額表から算出

- した基準額(家族構成により異なる)の1.5倍未満
- ※ 現在、私立小学校に在籍している小学6年生(新中学1年生)は対象となりません。
  - ※ 新中学1年生で、今年度「就学援助費」が認定されている方は申請不要です。同額を2月中旬に支給します。まだ申請がお済みでない方で、ご希望の場合は令和3年12月28日(火)までに申請してください。
- 支給金額  
新小学1年生…5万1,060円

- 新中学1年生…6万円
- 支給時期 令和4年2月
- 申請受付 ※ 郵送での受付不可
- 11月1日(月)～12月28日(火)・学務課(田無第二庁舎3階)
  - 12月6日(月)～10日(金)・保谷東分庁舎地下1階
- 必要書類(いずれもコピーを提出)
- ① 児童扶養手当を受けている方…児童扶養手当証書(写)
  - ② ①以外の方(ア)年金・生命保険・仕送り・他の自治体から支給された手当などがある

- 方…令和2年1～12月に得た全ての金額が確認できる書類
- ※ 令和3年1月1日現在、市に住民登録がない方は別途収入に関する書類(令和3年度課税(非課税)証明書など)の提出が必要です。
  - ※ 所得が未申告の方は審査ができませんので、事前の手続きをお願いします。
  - (イ)賃貸住宅にお住まいの方…賃貸契約書など、令和2年12月の家賃額が分かるもの
  - ※ 詳細は市HPをご覧ください。
- ▶ 学務課 ☎ 042-420-2824

## 令和2年度 決算に基づく 健全化判断比率と資金不足比率を公表します

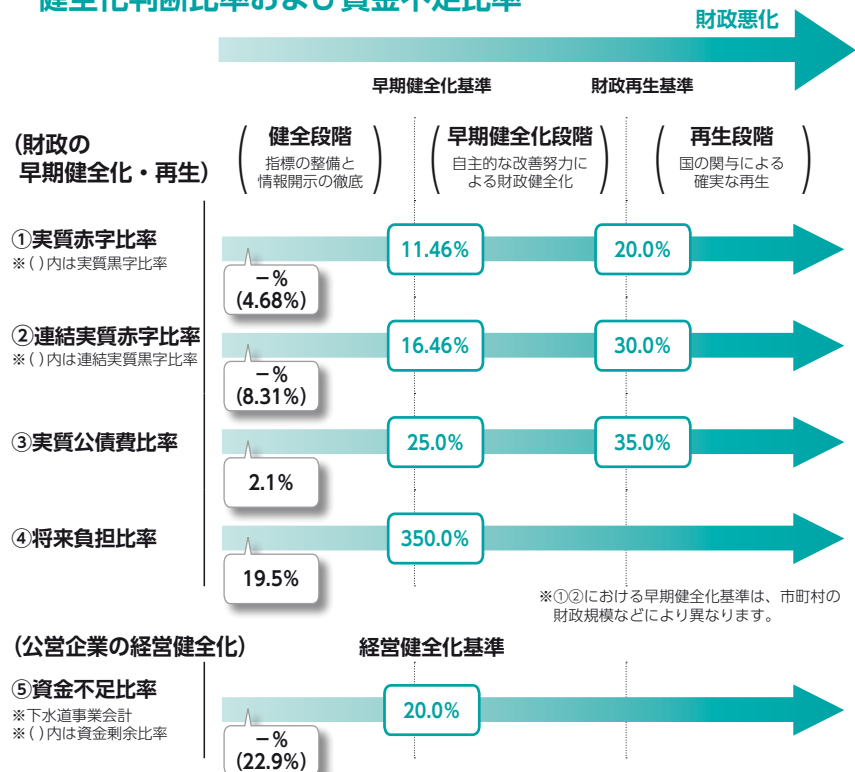
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(①～④の健全化判断比率・⑤の資金不足比率)を、監査委員の審査結果と共に議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務付けています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負うなど、財政の健全化に向けた取組を行うことになります。

令和2年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、全ての指標において、各基準の範囲内となりました。

市では、引き続き行政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。

▶ 財政課 ☎ 042-460-9802

### ◆令和2年度決算に基づく 健全化判断比率および資金不足比率



注：実質赤字比率および連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」と表示しています。  
注：( )内には、実質収支が黒字である場合の実質黒字比率および連結実質収支が黒字である場合の連結実質黒字比率を表示しています。  
注：資金不足比率については、資金不足額がないため「-」と表示しています。  
注：( )内には、資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。

### ◆語句解説

紙面の都合上、固有名詞である専門用語を使用しています。詳しい語句解説については市HPをご覧ください。



市HP

### ◆令和2年度における比率の対象

西東京市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
● 一般会計	● 国民健康保険特別会計 ● 駐車場事業特別会計 ● 介護保険特別会計 ● 後期高齢者医療特別会計	● 下水道事業会計	● 柳泉園組合 ● 東京たま広域資源循環組合 ● 東京市町村総合事務組合 ● 多摩六都科学館組合 ● 昭和病院企業団 ● 東京都後期高齢者医療広域連合	● 西東京市土地開発公社
① 実質赤字比率				
② 連結実質赤字比率				
③ 実質公債費比率				
④ 将来負担比率				
⑤ 資金不足比率				

### 財政白書・市税白書を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくため、「財政白書」と「市税白書」の最新版を作成しました。

財政白書(令和2年度決算版)は財政課(田無庁舎3階)で、市税白書(令和2年度版)は市民税課(田無庁舎4階)で、またいずれの白書も情報公開コーナー(田無庁舎5階)で配布しています。市HPでもご覧になれます。

- ▶ 財政白書に関するお問い合わせ……………財政課 ☎ 042-460-9802
- ▶ 市税白書に関するお問い合わせ……………市民税課 ☎ 042-460-9827  
資産税課 ☎ 042-460-9829  
納税課 ☎ 042-460-9831

## ⚠ながら帰宅はやめましょう

何かを操作しながら帰宅する、いわゆる「ながら帰宅」をしていると、犯罪被害に遭う可能性を高めてしまいます。

周囲の状況に気を配り「ながら帰宅」はしないようにしましょう。  
▶ 危機管理課 ☎ 042-438-4010

### □ながら帰宅の例

- イヤホンで音楽を聴く
- スマートフォンなどで電話や操作(ゲームやSNSなど)をする
- 本を読む ● 考え事をするなど

### □予想される犯罪の例

- 背後から近づいてきた人に気が付かず…
- 身体を触られる ● 暴行を受ける
  - バッグなどをひったくられる
  - 自宅の鍵を開ける瞬間を狙われて自宅に押し込まれ、性的な被害に遭う

### □ちょっとした対策をしましょう

- 周囲の状況に気を配る
- 時々、後方を確認する
- 自宅の玄関を開けるときは、周りに誰か潜んでいないか確認する

## 10月は 食品ロス削減月間

## フードドライブにご協力ください

～いまこそ食の助け合いを～

フードドライブは、ご家庭に保管されたままの食品を提供していただき、食材として有効活用する取組です。

お持ちいただいた食品は、食の支援が必要な方にお配りします。

### □受付期間

10月20日(水)～29日(金)午前8時30分～午後5時 ※(土)・(日)を除く

### 場

- 田無庁舎2階総合案内
- 防災・保谷保健福祉総合センター1階警備室前
- ごみ減量推進課(エコプラザ西東京)

▶ 環境保全課 ☎ 042-438-4042

▶ ごみ減量推進課 ☎ 042-438-4043

